令和７年度　仙台市中小企業融資制度主要制度一覧表【令和7年4月1日～】

制度名			お申し込みができる方	NPO法人の利用	責任共有制度	融資限度額	返済期間（うち据置期間）	融資利率※1	保証料	保証人※5	担保	協会保証制度名
育成融資	振興資金		○市内に事業所又は店舗のある法人（組合等を含む。）や個人で，市内において事業を営んでいる方	対象	対象	5,000万円 (組合等は1億円)	運転　7年以内 設備　15年以内 （1年以内）	1年以内 年1．5% 1年超 年1．9%	信用保証協会所定	必要に応じて徴求 法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	場合により必要	仙台育成
育成融資	経済変動対策資金	不況関連	○最近の経済環境の変化により，一時的に業況が悪化して，最近３ヵ月又は６ヵ月の売上高等の合計が，前年，前々年又は３年前同期の売上高等に比して10%以上減少し，経営の安定に支障を生じている方	対象	対象	5,000万円	運転　7年以内 設備　12年以内 （1年以内）	年1．5%				仙台経済変動（一般枠）
育成融資	経済変動対策資金	不況関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第５号（不況業種かつ売上減少）に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象	8,000万円	運転　10年以内 設備　15年以内 （2年以内）	年1．3%	年0．67%			仙台経済変動（セーフティ5号）
育成融資	経済変動対策資金	再生/金融関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第１号（取引先の再生手続申立等）に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転　7年以内 （1年以内）		年0．7%			仙台経済変動（セーフティ1号）
育成融資	経済変動対策資金	再生/金融関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第２号（事業活動の制限）に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円						仙台経済変動（セーフティ2号）
育成融資	経済変動対策資金	再生/金融関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第６号（取引金融機関の破綻）に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円						仙台経済変動（セーフティ8号）
育成融資	経済変動対策資金	災害関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第４号（自然災害等）に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象外	8,000万円	運転　10年以内 設備　15年以内 （2年以内）		年0．7% または 信用保証協会所定			仙台経済変動4（セーフティ4号）
育成融資	経済変動対策資金	災害関連	○災害によって直接的な被害を受け，り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方	対象	※連合により対象	3,000万円	運転　7年以内 設備　12年以内 （1年以内）					仙台災害23別枠 仙災01台01 仙台災害一般　外
育成融資	経済変動対策資金	東日本大震災関連	○東日本大震災法第128条第1項第1号に該当し，市長の認定を受けた方 ○東日本大震災によって直接的な被害を受け，り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転・設備　15年以内 （3年以内）					仙台震災緊急
育成融資	経済変動対策資金	危機関連	○中小企業信用保険法第２条第6項に該当し，市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転・設備　10年以内 （2年以内）		信用保証協会所定 （年0.8%以下）			仙台危機関連
育成融資	経済変動対策資金	コスト負担軽減支援関連	○最近3ヵ月の電気料金が前年又は前々年同期に比して増加し，かつ，最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下し，経営の安定に支障を生じている方 ○最近3ヵ月の原材料費が前年又は前々年同期に比して増加し，かつ，最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下した方	対象	対象	5,000万円	運転　7年以内 （1年以内）		信用保証協会所定			仙台コスト負担
育成融資	経済変動対策資金	経営力強化関連	○中小企業信用保険法第２条第５項第５号（不況業種かつ売上減少）に該当し，市長の認定を受けた方 ○一般保証の資格要件に該当する方	対象	対象	8,000万円	運転　5年以内 設備　7年以内 （1年以内）※6					仙台経営力
育成融資	経済変動対策資金	GX促進関連	○本市の区域内で省エネルギー・再生可能エネルギー，次世代自動車，余熱利用，その他地球温暖化防止のために必要と認められる設備や施設の導入などを行うもので、市長の認定を受けた方 ○温室効果ガス削減アクションプログラムに参加する方，または優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方	対象	対象	8,000万円	運転　15年以内 設備　15年以内 （3年以内）	年1．0%				仙台GX保証 仙台GXエネ
小口融資	小口零細資金 ※小口零細企業保証制度対象		○市内に事業所又は店舗のある法人，個人〔常時使用する従業員が20人以下（商業，サービス業は５人以下）の方〕，各組合で，市内において事業を営んでいる方	対象外 （一部対象）	対象外	2,000万円 （ただし他の保証付融資残高との合計が2,000万円まで）	運転・設備　7年以内 （6ヵ月以内）	1年以内 年1．4% 1年超 年1．8%			原則として不要	仙台全国小口
地域産業活性化融資	競争力強化資金		○先端機器等を導入する方 ○物流近代化のために設備を導入する方 ○地場産業（製造業等）を営む方で，経営の近代化や合理化を図る方	対象	対象	1億円	設備　15年以内 （3年以内）	年1．0%	保証付の場合信用保証協会所定	金融機関所定	場合により必要	普通保証（仙台競争力強化）
地域産業活性化融資	環境保全対応資金		○公害防止の促進，地盤沈下による被害施設の復旧等を図る方　※2	対象	対象		運転　7年以内 設備　12年以内 （1年以内）					普通保証（仙台環境保全）
地域産業活性化融資	仙台経済成長資金 （略称：前向き資金）		○仙台「四方よし」企業関連	対象	対象		運転・設備　15年以内 （3年以内）					普通保証（仙台経済成長）
新事業創出支援融資	起業家支援資金		○創業・再挑戦関連保証の対象となる方	対象外	対象外	3,500万円	運転・設備　10年以内 （1年以内）		年0．7%	必要に応じて徴求 法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	不要	仙台創業
新事業創出支援融資	起業家支援資金		○スタートアップ創出促進保証の対象となる方				運転・設備　10年以内 （1年以内）※3		年0．9%	不要		仙台SSS
新事業創出支援融資	創造的産業支援資金		○仙台市内のインキュベーション施設等に入居する情報・デザイン関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を行う方で市長の認定を受けた方 ○ノウハウ又は技術などをもとにして，新製品，新技術の研究開発や事業化を図る方〔特許法による特許権等をもって事業を起こそうとする方に限ります。〕	対象	対象	3,000万円	運転　7年以内 設備　10年以内 （2年以内）		信用保証協会所定	必要に応じて徴求 法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない	原則として不要 ※4	仙台創造支援
仙台市国家戦略特別区域 一般社団法人等支援保証融資			○市内で社会課題の解決を図る事業を実施する方（一般社団法人・一般財団法人）で市長の認定を受けた方	対象外	（部分保証80%）	5,000万円	運転　7年以内 設備　10年以内 （1年以内）		年1．14% （担保の提供がある場合は0.1%割引）		場合により必要	仙台国家戦略

※1　金融情勢により変更となる場合があります。
※2　土壌汚染対策を図る方は，運転資金（7年以内）も対象となります。
※3　申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する，又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は，３年以内の据置期間を設けることが可能です。
※4　不動産を取得する場合は，原則として担保を設定するものとします。
※5　令和６年３月１５日より，保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が開始されております。
　　詳細については，取扱金融機関を通じて宮城県信用保証協会までご相談ください。
※6　保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内とする（据置期間1年以内）。

＜申込先及び取扱金融機関＞

融資をご検討の方は，下記の取扱金融機関の融資窓口にご相談ください。

北海道銀行，青森みちのく銀行，秋田銀行，北都銀行，荘内銀行，
山形銀行，岩手銀行，東北銀行，七十七銀行，東邦銀行，常陽銀行，
きらやか銀行，北日本銀行，仙台銀行，福島銀行，杜の都信用金庫，
宮城第一信用金庫，仙南信用金庫，古川信用組合，あすか信用組合
及び商工組合中央金庫仙台支店